

公益通報受付窓口（市区町村）及び 内部通報制度（事業者）の整備支援 並びに公益通報ADRの検討

令和3年3月24日

消費者庁新未来創造戦略本部



モデル

公益通報受付窓口（市区町村）及び内部通報制度（事業者）の整備支援並びに公益通報ADRの検討

【モデルプロジェクトの概要】

法改正の状況を踏まえ、市区町村における公益通報窓口や中小企業における内部通報窓口の設置・運用に係る取組を支援する。また、公益通報者保護制度の実効性の向上を図るために、不利益取扱いについてADRの利用促進に向けた検討をする。

問題意識・課題

- 不祥事が後を絶たず、早期是正により被害の防止を図る必要がある
- 特に市区町村や中小企業において、公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備が十分に進んでいない
- 公益通報者が不利益取扱いを受けた際、裁判による被害回復を図ることが主となり、負担が重い
- 通報者への救済の充実を図る必要がある

実施する取組

- 市区町村における公益通報窓口の設置・運用に係る取組の支援
- 実効性向上のためのヒアリング等の実施
- 県内事業者団体・士業団体等への働き掛け
- 公益通報に関する紛争事例を収集・分析し、解決ノウハウを整理

成果イメージ

- 体制の整備が進み、公益通報に適切に対応することができる
- 不利益取扱いについてADRの利用を促進することで、不利益取扱いを受けた公益通報者の救済の充実を図り、公益通報者の実情実態や希望に応じた手段の選択を可能とする

公益通報者保護法の一部を改正する法律

- ①事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく
 - ②行政機関等への通報を行いやすく
- 内部通報・外部通報の実効化
- ③通報者がより保護されやすく

期待される効果

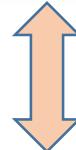
- 公益通報者保護制度の活用による不祥事の早期是正、被害の防止

地方公共団体との連携：【徳島県】これまでの経緯

徳島における国・県・市町村の密接な連携
による取組の推進



市町村



【消費者庁と県の連携】

消費者庁から県に対する後方支援
(助言、協力、情報提供等)

【県と市町村の連携】

県のリーダーシップによる市町村への支援

- ①担当課を決定（徳島県は消費者行政担当課）
- ②県から市町村幹部に対し、通報・相談窓口の整備の必要性を丁寧に説明
- ③県が具体的な整備・運用の方法を提示（要綱の雛形の提供等）
- ④県から他の地方公共団体の運用実績や事例等を情報提供（市町村の負担感を軽減）

【市町村における取組】

市町村幹部のコミットメントによる着実な取組

- ①窓口担当課を決定
- ②通報・相談窓口の内部規程を作成
- ③通報・相談窓口の設置を周知、制度を運用

研修の実施①：【徳島県】窓口担当者向け研修への協力



有識者やオフィス職員による講演

市町村の窓口担当者向け研修会において、有識者による講演を行うとともに戦略本部職員による講演も実施。戦略本部からは、他の地方公共団体の事例等も紹介しながら、窓口を運用いただくにあたっての注意点等を解説。

研修の実施②：【徳島県】職員向け eラーニングの作成への協力



2. 1 通報を受けた行政機関の対応

ポイント

公益通報を受けた行政機関は、必要な調査を行い、適切な措置をとらなければなりません。



対象となる法律を所管する課は対応が必要です。

※通報先としての「行政機関」とは、「通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」つまり通報対象事実について、法令に基づき勧告や命令を行うことができる行政機関です。

徳島県では外部の労働者からの公益通報又は相談を受け付ける窓口を消費者情報センターに設置しています。

従って、外部の労働者からの公益通報は、法律を所管する課に直接通報があるか、この窓口経由で通報がされるか、他所属から取り次いで通報される場合があります。

今年度は、外部の労働者等からの通報を受けた行政機関の対応をテーマにした第3弾となる教材の作成に協力。
過去実施分の教材については、他の地方公共団体へも提供。

研修の実施③：徳島大学講義

公益通報者保護制度について



消費者行政新未来創造オフィス

令和2年5月18日

事業者にはどんな意義があるの？

- 不正の発見、対応が遅れると、
○事業者の処罰や行政措置などによる損失
○被害の補償コストの拡大
○消費者や取引先からの信頼の低下
○従業員の士気へのダメージ

などにつながる

公益通報者保護法は、規模や営利、非営利を問わず、
すべての事業者に適用されるもの
→事業者はこの法律を踏まえ、「内部通報制度」の仕組みを整備
するとともに、これを適切に運用することが重要

19

講義で使用した資料

徳島大学において、大学生に対し公益通報者保護制度を説明。

法改正を踏まえた今後の取組



公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和2年法律第51号)

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず → 早期是正により被害の防止を図ることが必要

① 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等(窓口設定、調査、是正措置等)を義務付け。具体的な内容は指針を策定【第11条】
※中小事業者(従業員数300人以下)は努力義務
- その実効性確保のために行政措置(助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表)を導入【第15条・第16条】
- 内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け(同義務違反に対する刑事罰を導入)【第12条・第21条】

② 行政機関等への通報を行いやくすく

- 権限を有する行政機関への通報の条件【第3条第2号】

(現 行) 信じるに足りる相当の理由 がある場合の通報	▷ (改 正) 氏名等を記載した書面を提出 する場合の通報を追加
-----------------------------------	--
- 報道機関等への通報の条件【第3条第3号】

(現 行) 生命・身体に対する危害	▷ (改 正) 財産に対する損害(回復困難 又は重大なもの)を追加
(なし)	▷ 通報者を特定させる情報が 漏れる可能性が高い場合を 追加
- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等【第13条第2項】

内部通報・外部通報の実効化

③ 通報者がより保護されやすくなる

- 保護される人【第2条第1項等】

(現 行) 労働者	▷ (改 正) 退職者(退職後1年以内)や、 役員(原則として調査是正の取組を前置)を追加
--------------	---
- 保護される通報【第2条第3項】

(現 行) 刑事罰の対象	▷ (改 正) 行政罰の対象 を追加
-----------------	--------------------------
- 保護の内容【第7条】

(現 行) (なし)	▷ (改 正) 通報に伴う損害 賠償責任の免除 を追加
---------------	--------------------------------------

※公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ADRの利用促進に向けた取組の検討

問題意識・課題

- 公益通報者が不利益取扱いを受けた際、裁判による被害回復を図ることが主となり、負担が重い
- 通報者への救済の充実を図る必要がある



実施を検討する取組

- 不利益取扱いに対する各種制度の案内・周知
- 公益通報に関する紛争事例等を収集・分析し、事例研究



成果イメージ

- 不利益取扱いについてADRの利用を促進することで、不利益取扱いを受けた公益通報者の救済の充実を図り、公益通報者の実情実態や希望に応じた手段の選択を可能とする

ヒアリング等により取組内容・方法を検討中。